

広島県告示第九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年九月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

一 保安林予定森林の所在場所

福山市新市町大字藤尾三〇〇六の一七から三〇〇六の一九まで、三〇〇七の二、三〇〇

七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字藤尾三〇〇六の一七から三〇〇六の一九まで・三〇〇七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇〇七の三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）